

広域ごみ処理施設建設に係る一般廃棄物（ごみ）
処理基本計画及び循環型社会形成推進地域
計画（二次計画）策定支援業務仕様書

平成29年4月

東総地区広域市町村圏事務組合

第1編 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

東総地区広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）は、現在広域ごみ処理施設等の建設を計画している。本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第2項に基づき、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。また、交付金事業化に向け、一般廃棄物の3Rを総合的に推進するため、循環型社会形成推進地域計画（二次計画）（以下「地域計画」）を策定することを目的とする。

2. 委託業務名

広域ごみ処理施設建設に係る一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画（二次計画）策定支援業務

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで

4. 委託業務の箇所

東総地区広域市町村圏事務組合 構成市管内（銚子市、旭市、匝瑳市）

5. 委託業務概要

本業務では、組合の地域特性や一般廃棄物（ごみ）の処理・処分の実態、今後の社会・経済情勢等を踏まえ、今後の一般廃棄物（ごみ）処理を計画的に推進するために必要となる基本的事項を定めるとともに、環境負荷の少ない循環型社会を構築するための施策等を基本計画としてとりまとめることを行うこととする。そのため今後の広域ごみ処理施設建設計画等との整合性を図り、住民要望等を踏まえた上で、収集・運搬の効率化、排出抑制、資源リサイクル、最終処分方法等、事業に必要な事項について組合と協議し、基本計画を立案する。なお、基本計画は平成29年度を初年度として平成43年度までの15年間とする。地域計画については環境省及び千葉県並びに関係市町等（以下、「関係機関」という。）との協議、打合せに必要な資料を作成するとともに、環境省所定の様式を含め、特記仕様書の内容に従い作成すること。ごみ量の将来値や資源化のための施策等は、基本的に最新の基本計画と整合性を図るものとする。

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上必要な事項は本業務に含むものとする。

2. 業務の管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、組合と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、組合から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受託者は、組合が関係する行政機関との協議が必要ときまたは協議を求められた時は、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受託者は、協議、打合せに際し、議事録を作成し組合に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、委託者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

3. 業務管理体制

受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。

- (1) 受託者は、一般廃棄物処理事業の計画、設計、監理等の専門的知識及び経験を有し、下記の資格を有する管理技術者及び主任技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。なお、管理技術者、主任技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。また、配置する技術者は公告日現在で、入札参加者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

① 管理技術者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物管理）、技術士（衛生工学部門-廃棄物管理）のうち、いずれかの資格を有すること。（総合技術監理部門及び衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）

② 主任技術者

技術士（衛生工学部門-廃棄物管理）の資格を有すること。（衛生工学部門における「廃棄物管理」制定以前の「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）

4. 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在、組合が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、組合に提出し業務完了と共に全

て返却するものとする。

5. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

6. 秘密の保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を委託者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

7. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は組合と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

8. 業務の変更及び停止

組合が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。これに伴う委託料等の変更については、別途協議する。

9. 手続書類の提出

受託者は業務の着手及び完了に当たって、組合の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し、組合の承諾を得なければならない。

(1) 業務の着手

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者及び主任技術者届（経歴書・資格証の写しを添付）
- ④ 業務計画書（業務内容、実施体制図、業務実施担当者一覧等を記載）
- ⑤ その他必要な書類

(2) 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務範囲に記した書類、資料の完成品
- ③ その他必要な書類

10. 検査

本業務は、組合の検査合格を持って完了とする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または、誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

11. 成果品

成果品については、組合の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡した時点を本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次の

とおりとする。

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	A 4 版製本	
組合用		60 部
構成市用		30 部
(2) (1)の概要書		200 部
(3) 循環型社会形成推進地域計画（二次計画）	A 4 版製本	5 部
(4) 議事録	A 4 版	1 部
(5) 上記の電子データ	C D - R O M	一式

なお、図面については組合と協議して決定するが、成果品に綴じこむ図面は、A 3 または A 4 とする。

1 2 . その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。また、必要に応じて出席及び必要な資料の作成を行うこと。
- (4) 受託者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (5) 受託者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、組合の許可を得なければならない。
- (6) 委託業務遂行に際し、資料の取得等費用が発生する場合、その費用は受託者が負うものとする。
- (7) 業務の遂行にあたり、法的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。なお、その費用は受託者が負うものとする。

第2編 特記仕様書

1. 共通事項

(1) 基本計画策定の趣旨等

① 基本計画策定の趣旨

廃棄物処理行政をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。

② 基本計画の位置づけ

他の計画との関連、計画対象区域、計画範囲、計画目標年次等について定める。

(2) 地域特性等の把握

① 位置及び沿革

② 地形と地質

地形の把握を行うとともに、調査が可能な範囲で地質資料収集を行うこと。

③ 気候的特性

気温、降水量等の気候特性を整理する。

④ 人口動態

構成市の年齢別人口及び世帯数を整理する。

⑤ 産業の動向

構成市の産業構造、従事者数、事業所数を整理する。

⑥ 交通と土地利用

交通状況及び土地利用状況を整理する。

⑦ 各種計画

構成市の総合計画や本計画に関連する計画（宅地開発、観光開発、工業団地計画、都市計画等）を整理し、本計画との整合を図る。

(3) ごみ処理の現況把握

既存資料等を基に組合のごみ処理の現況について把握する。

① ごみの発生量の実績及びその性状

② ごみの減量化・再生利用の実績

③ ごみ処理の実績

過去10年程度のごみの種類別発生量、減量化、再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状、温室効果ガス排出量等の状況について実績を把握、整理する。

④ ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分に係る管理体制などを整理する。

⑤ ごみ処理フロー

構成市別に直近年のごみのフローチャートを作成する。

- ⑥ ごみ処理に関する財政状況
ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて過去5年程度の実態を把握する。
- ⑦ 組合の廃棄物に関する条例等
- ⑧ 国及び県等の目標
国、県等のごみ処理行政の目標、近隣市町村における目標等について整理する。
- ⑨ 目標値に対する達成状況等の検証
③で整理した実績をもとに現一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定める減量化等目標の達成状況を整理する。また、分別収集区分や処理方式などの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面などから客観的な評価を行う。

2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画作成業務

本計画は、組合及び構成市分を各々作成するものとし、全ての計画は組合及び構成市と十分な協議を行い、整合のとれたものとする。計画期間は平成29年度から平成43年度までの15年間とする。

(1) ごみ処理の課題の抽出

既存資料を基に組合のごみ処理の課題を抽出し、分析及び整理をする。

- ① 排出抑制・資源化に関する課題
- ② 収集・運搬に関する課題
- ③ 中間処理に関する課題
- ④ 最終処分に関する課題
- ⑤ ごみ処理経費に関する課題 等

(2) 人口及びごみ発生量・処理量の将来予測

既存資料を基にごみの種類別及び構成市別に人口及びごみ発生量・処理量の将来量を推計する。なお、将来予測する際には、開発計画等を考慮する。

- ① 人口の見通し
過去10年の人口実績を用いて平成43年までの推定を行う。
- ② ごみ発生量・処理量の見通し
過去の実績を基に、現状のまま推移した場合の将来のごみの発生量・処理量を推定し、その推定結果に基づき、組合及び構成市と協議の上、排出抑制及び資源化の目標を定め、目標達成時の推定を行う。なお、ごみの発生量・処理量の推定はごみの種類別のほか、家庭系、事業系の別に行う。
- ③ 計画施設規模の整理
計画施設の施設規模を整理する。なお、計画施設は高効率ごみ発電施設、リサイクルセンター（缶、ペットボトルの選別・梱包、資源物等のストックヤード等）とする。
- ④ ごみの処理・処分の見通し
推計したごみ発生量・処理量をもとに処理残渣（スラグ、熔融飛灰等）を含む、ごみの処理・処分の見通しを定める。

(3) 基本方針の設定

組合、構成市、住民及び事業者の目指すべきごみ処理の姿及びそれに向けた方針を明確にするため、本計画における基本方針について検討する。

- ① ごみ処理の基本理念
- ② ごみ処理の基本方針 等

(4) ごみ処理基本計画

基本方針に沿って、計画期間におけるごみの種類別、処理主体別にごみ処理全体の整合を図り、内容を定める。なお、計画を実現するために、今後講ずべき施策についてもごみの種類、処理主体別に明らかにする。また、施設の種類ごとに処理能力、処理方法を整理する。なお、本計画に関しては、「ごみ処理施設整備基本構想」を基にするものとする。

- ① ごみの減量化・資源化計画
- ② ごみの収集・運搬計画
- ③ ごみの中間処理計画
- ④ ごみの最終処分計画（最終処分場施設基本諸元検討含む）
- ⑤ その他の計画 等

3. 循環型社会形成推進地域計画（二次計画）作成業務

(1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項の作成

本地域の循環型社会形成を推進するために下記事項について整理するとともに、取りまとめについては関連する構成市の計画等との整合を図ること。計画期間は、本地域に整備する施設及び計画支援事業のスケジュールに基づき、設定すること。

- ① 対象地域 組合構成市区域内の人口、面積 等
- ② 計画期間 平成30年度から5年程度の計画
- ③ 基本的な方向の検討

組合において実現可能な3Rの推進計画、推進目標及び将来の姿等について、組合及び圏域地域の特性を踏まえて記述するとともに、重点的な施策の方向等の将来像を記述すること。

(2) 計画の基本事項

本計画は、「循環型社会形成基本計画」に基づき、組合及び構成市における事業計画案を策定するものである。

なお、策定に当たっては「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に沿って作成するものとする。

(3) 策定する内容について

本計画案の内容は、マニュアル中の「循環型社会形成推進地域計画の記載要領」及び「循環型社会形成推進地域計画の記載例」に基づき、次の内容を含むものとする。

ただし、今後、国及び県からの通知、通達等によって内容の変更または追加等がある場合は、それに基づいた案を作成するものとする。

(4) 循環型社会形成推進のための現状と目標の作成

循環型社会形成推進のために一般廃棄物（ごみ）の処理の現状について把握するとともに、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他本地域で必要とする目標量を定めること。

① 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

過去5年間以上の、ごみの排出量、排出状況、リサイクル状況、中間処理施設における減量化量、余熱利用及び最終処分量等の状況を把握し、循環型社会形成のための基礎資料とする。なお、集団回収量及び一般廃棄物処理施設で処理を行っている併せ産廃及び事業系一般廃棄物に関しては、この量も把握し、表及びフローチャートを作成するものとする。

② 生活排水処理の現状（必要な場合）

地域計画において構成市の生活排水に関する計画策定が必要な場合は、過去5年間以上の生活排水処理人口、未処理人口及び処理量に関し、下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設等の別に把握し、また、未処理である単独処理浄化槽及び汲み取り人口及び量を把握し、表及びフローチャートを作成するものとする。

③ 一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

廃棄物の減量化を含め、循環型社会形成のため、事業系、家庭系の別に将来指標としての目標値及び目標量を定めるものとする。なお、計画に当たっては、現状から目標までの推定を行い、表及びトレンドグラフ等を添付することとする。

④ 生活排水処理の目標（必要な場合）

生活排水については、計画目標年度における生活排水処理率等の目標を定めるものとする。なお、計画に当たっては、現状から計画目標年度までの推定を行い、トレンドグラフ等を添付することとする。

(5) 施策の内容の作成

一般廃棄物（ごみ）の処理の目標に基づき、現行の処理体制における問題点を抽出し、目標が達成できる施策の内容等を検討すること。

① 発生抑制、再使用の推進

本地域の現状の施策を整理するとともに、下記事項について実施効果を勘案した上で実施可能な施策を検討すること。

ア ごみ処理の有料化

イ 環境教育・普及啓発

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装の推進 等

(6) 処理体制

家庭系、事業系、産業廃棄物（併せ産廃）の別、ごみの種類別、生活排水処理方法の別に処理体制の現状について調査し、将来の分別区分、収集運搬・処分方法の計画を行い、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の対応、生活排水の処理対策等に関する事項について定めるものとする。また、一般廃棄物（ごみ）の処理の現状及び目標を踏まえ、実施可能な処理体制を構築すること。

- ① 家庭ごみの処理体制の現状と今後
- ② 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後
- ③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後
- ④ 生活排水処理方法の現状と今後（必要な場合）
- ⑤ 今後の処理体制の要点

(7) 処理施設の整備

今後の処理体制及び施策の取り組みにより、計画期間中に必要となる施設整備について、地域内の現有施設の概要も含めて、整備概要及び事業費等を取りまとめること。

- ① 熱回収等のための施設
- ② 再生利用のための施設（マテリアルリサイクル推進施設）
- ③ 最終処分場
- ④ サテライト施設（中継施設：原則として交付対象として計画）
- ⑤ 合併処理浄化槽（必要な場合）
- ⑥ ①～⑤の施設の種類、処理能力、整備期間 等
- ⑦ ①～⑤の施設整備の理由
- ⑧ ①～⑤の施設整備事業費及び財源計画

(8) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する用地、地質及び測量並びに生活環境影響調査、整備基本計画、発注仕様書の作成など、施設整備に必要な調査業務について取りまとめること。

- ① 支援内容及び実施時期
- ② 業務委託見込額

(9) その他の施策

前記(1)～(8)のほか、本地域の循環型社会を形成する上で必要な施策について、実施効果を勘案し検討すること。その必要な施策とは組合、構成市、住民及び事業者が主体となって行う具体的な計画及び施策と関連するとともに、より広い廃棄物処理、環境保全、3R推進関係に係るものとする。

- ① 再生利用品の需要拡大事業
- ② 廃家電のリサイクルに関する普及啓発
- ③ 不法投棄対策
- ④ 災害時の廃棄物処理に関する事項 等

(10) 計画のフォローアップと事後評価の作成

計画の進捗状況等について、実効性を確保するため計画目標と毎年の実績を対比させ、定量的な把握ができるようにフォローアップや見直しの検討を行うこと。

- ① 計画のフォローアップの検討
- ② 事後評価及び計画の見直し手法の検討

(11) 添付書類の作成

地域計画に必要な添付書類について、環境省所定の様式に従い、整備する施設ごとに作成すること。

- ① 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ② 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ③ 様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- ④ 整備する施設に応じた参考資料様式 等